



# 交通権学会ニューズレター トランスポート 21

第41号 2010年12月15日



## 重要なお知らせ

◆ 本学会編集の書籍『交通基本法を考える一人と環境にやさしい交通をめざして』を刊行します。会員の皆様におかれましては、普及・拡販にご協力ください。

## I. 最近の研究から／随想

「悪人」と「阪急電車」  
青木真美（同志社大学）

今年後半、興味深い映画と小説に出会った。映画は「悪人」で、吉田修一の同名の小説を映画化したもので、妻夫木聡が金髪の犯人役を演じて話題になり、もう一人の主役の深津絵里がモントリオール世界映画祭で最優秀女優賞を受賞したことで注目をあつめた。小説は有川浩の「阪急電車」であり、本作も2011年春には映画が公開される予定である。

一見まったく無関係のように見える二つの作品は、実は交通機関というキーワードでつながっている。

「悪人」は福岡市と佐賀市をむすぶ国道263号線でおきた殺人事件をめぐる小説であり、車が重要な役割を果たしている。犯人である清水祐一は、長崎市郊外の漁村の集落に住む若者で、車だけが唯一の趣味であり、生きがいであるという設定である。無口な彼は親戚の土建業を手伝い、出奔した母の代わりに自分を育ててくれた祖父母と共に生活している。周りの人と会話もほとんどせず、恋人はおろか女性の友人もなく、男性の友人もごくわずかである。出会い系で知り合った保険外交員の女性を絞殺し、峠道に投げ下しに遺棄し、また出会い系で知り合った別の女性と逃亡し燈台に隠れ、最終的には発見され逮捕されてしまう。

物語は一緒に逃亡した女性は、警察や世間からは犯人に脅かされて連れまわされたときとされているが、実は女性のほうが自首しようとした祐一を思いとどませ一緒に逃げることを望んだ、という点や、絞殺された女性も援助交際まがいの奔放な男性関係をもっていた、という点から、だれがいったい「悪人」なのか、という問いかけを内包するも

のとなっている。

しかしそれとは別に興味を引くのは、祐一の移動はもっぱらローン組んでようやく買った白いスポーツ車で、一人でいることの孤独感や寂寥感が反映したような風景の中を走っていく場面である。

一方、「阪急電車」のほうは、阪急の今津線を舞台とし、電車の車内での様々な人間模様が描かれている。恋の始まりや終わりがあったり、孫娘とおばあちゃんであったり、『人数分の物語を乗せて、電車はどこまでもは続かない線路を走っていく。』のである。電車の中で偶然居合わせた人とのふれあいや何気ない会話を側聞することから、自分の人生を省みたり、打ちひしがれていた気持ちが励まされたりしていく。

車という自宅の延長のような空間で、誰とも触れ合わずに移動することと、電車という公共的な空間での移動、の質的な差異がこの二編の小説に浮きぼりにされているともいえる。社会科学的な視点から、この二つの小説をもっときちんと対比して考えようとしている、今日この頃である。

(了)

(編集部より；次号担当はもりすぐる理事です)

## II. 交通権学会編『交通基本法を考える一人と環境にやさしい交通をめざして』を刊行します

標記書籍が2011年1月初旬に刊行されます(1470円(税込)、かもがわ出版)ので、内容の一部を紹介します。

### 【まえがき】

本書の編者である交通権学会は、1985年6月に結成された「交通権を考える会」を母体として1986年7月に設立された。その目的は、「交通権」(この権利の内容について後に本書で明らかにする)ならびに交通問題に関する研究とその成果の普及を通して、市民本位の豊かな交通体系の創出に寄与していくことにある。

学会名称に用いられている交通権という用語は、1982年にフランスで施行された「国内交通方向付け法」(我が国では「国内交通基本法」という訳語が当てられている)の第1～2条に明記された「交通に関わる権利」に由来する。

2009年9月に自民党に代わって民主党を中心とした新

政権が誕生したことから、我が国においてもフランスの国内交通方向付け法のような「交通基本法」の制定が現実味を帯びてきた。交通基本法の制定を実現すべき目標のひとつに掲げている本会にとって、これはまことに歓迎すべきことと言わねばならない。

同年秋からは国土交通省内に「交通基本法検討会」が設置され、法案上程に向けた動きが活発化している。11月13日に開催された第1回検討会には有識者として本会の土居靖範会長ならびに上岡直見副会長が招聘され、交通基本法実現の立場から意見陳述を行った。

実は、民主党は過去2回、2001年と2006年に社民党と共同提案で、廃案という結果に終わったのだが、交通基本法案を国会に上程している。したがって、今回は3回目のトライということになる。これまでの2回とは違って、今回は衆議院で民主党が多数を占めているので、上程されれば成立する可能性は大きい。現在のところ、法案上程の時期は2011年春と言われている。

本書は2010年7月17～18日に、東京・日本大学で開催された2010年度学会研究大会・会員総会においてその刊行が決定された。交通権を提唱し、交通基本法の制定を呼びかけてきた学会として、この際、あらためて学会としての基本的な考え方と交通基本法にかかわる諸課題を社会に提示するとともに、政府案（民主党案がベースとなろう）がより充実した内容のものになるよう施策や方向性について提言し、論議の進展に寄与したいと考えたからである。

本書の執筆を担当したのは、後述の陳章元教授を除いて本会会員の次のメンバーである。

序＝安部誠治（関西大学教授）、I-1＝西村弘（大阪市立大学大学院教授）、I-2＝上岡直見（環境自治体会議環境政策研究所主任研究員）、I-3＝宇都宮浄人（人と環境にやさしい交通をめざす協議会）、I-4＝岡崎勝彦（愛知学院大学大学院教授）、II-1＝青木真美（同志社大学教授）、II-2＝松原光也（京都大学大学院特定助教）、II-3＝近藤宏一（立命館大学教授）、II-4＝日比野正己（長崎純心大学大学院教授）、II-5＝安部誠治、II-6＝上岡直見、II-7＝川村雅則（北海学園大学准教授）、III-1＝戸崎肇（早稲田大学教授）、III-2＝西村弘＋桜井徹（日本大学教授）、III-3＝森田優己（桜花学園大学教授）、III-4＝陳章元（韓国・忠州大学校教授）。

III-4を担当いただいた陳教授は、本会が1999年に出版した『交通権憲章』（日本経済評論社）の韓国語版の翻訳者（陳章元訳、清文閣、2000年）であり、林三鎮ソウル大学研究教授とならんで韓国における交通権思想普及の先駆者の一人である。現在、韓国においても交通基本法制定の動きが進展していることから、特別に寄稿を願った次第である。

本会編の著作として本書は、1985年の『交通権』（日本

経済評論社）、そして前述の1999年の『交通権憲章』に続いて第3作目となる。本書が交通基本法の制定に向けた議論の活性化に寄与できるならば望外の喜びである。

最後になったが、緊急の企画にもかかわらず、本書の出版を快諾いただいた「かもがわ出版」ならびに同社の三井隆典編集長に深謝申し上げたい。

2010年11月

編者代表 安部誠治

## 〔目次〕

### 序 交通基本法に寄せて

I 交通基本法と移動の権利 1. 現代社会と交通／2. 交通基本法案にいたる経緯／3. 交通基本法で変わる事、変える事／4. 新しい人権としての交通権

II 現代日本の交通問題 1. 大都市交通の現状と課題／2. 公共交通の維持策／3. 公共交通が維持できない地域における交通権の保障／4. 交通の平等／5. 交通の安全／6. 交通と環境／7. 交通労働

III 交通の制度改革 1. 地方分権化の必要性とその課題／2. 会計・財政制度の改革課題／3. 地方自治体の交通計画と交通基本法／4. 韓国の交通基本法

資料編 資料1. 交通権学会「交通権憲章」／資料2. 日本の交通基本法案(民主党案)／資料3. 韓国の交通基本法案

### ■皆様へお願い：本書の普及・拡販にご協力ください■

◆市民団体、労働組合などでまとまった部数（10冊以上）を購入していただければそのような団体等をご紹介ください。その場合、事前にお声がけいただいで、購入約束を取り付けておいていただくと幸いです。お約束いただいた団体名、住所、担当者名などをお知らせください。

◆とくに大学関係者の方で、2011年4月からの授業で教科書、または参考書として採用いただける方：その場合、およそ何冊程度見込みがあるでしょうか。

以上の点につきまして、ご協力いただける場合は12月15日頃までに安部誠治(kawachinohito@hotmail.com)へご一報いただくと幸いです。

## III. 部会だより

### 1. 関東部会（担当理事：戸崎肇、曾田英夫）

【開催報告】 2010（H22）年10月23日、場所：早稲田大学早稲田キャンパス9号館9階アジア研究機構会議室、出席者：5名

#### ① 曾田英夫「自動車保険データにみる交通事故の実態」

「交通権憲章」にもあるように、交通には安全性が必要不可欠なことであるが、現実には交通事故が今も発生して

いる。本年5月に日本損害保険協会より「自動車保険データにみる交通事故の実態」が発刊され、平成20年度の自動車保険の支払実績のデータから交通事故の実態をみようとするものである。それは交通事故による経済的損害額（ロスコスト）の全体像を把握したり、年齢別、受傷部位別などに分類することによって加害者の特徴、被害者の損傷状況と死亡率などを把握するものである。

交通事故による経済的損失額では、物的損失額は1兆7,524億円で53.4パーセント、人身損失額は1兆5,306億円で46.6パーセントとなっていて、物的損失額の方が人身損失額を上回る。双方を合計した「交通事故による経済的損失」は3兆2,830億円となり、この額は国民総生産（GDP）の0.61パーセントにあたる。

「交通事故による被害者数と人身損失額」として「人身損失額」の被害者数と人身損失額の関係では、「傷害」が被害者数で47.5%、損失額は7,273億円、「後遺障害」は5.0%、6,060億円、「死亡」は12.9%、1,972億円になっている。損失額では「死亡」と「後遺障害」の合計では半数を超え、特に「後遺障害」の損失額が意外と多い。

平成16年度に内閣府が関節損害を含めて推計した「社会的損失額」として6兆7,450億円が計上されており、GDPの1.25パーセントに該当する。これらの金額は高額であり、少しでも減少させる対策が必要であることがわかる。

以下は年齢別、事故類型別などの統計を示している。それらにより提言と主な対策を5項目提案している。そのなかに、社会的コストは年間3兆2,830億円と高水準であり、交通事故の防止・軽減に重点的に取り組む必要があるという項目も含まれている。

## ② 谷川真「女性専用車と交通権の侵害（その2）」

まず、女性専用車の実施状況では、首都圏各線、JR東日本の通勤路線、関西圏の通勤路線から首都圏、関西圏以外の通勤路線、特急列車・夜行列車等の優等列車の鉄道を始め、高速バス、船舶・航空機に及んでいる。そのなかで「琉球バス」が「女性専用車」の運転を始めたこと、船舶には「女性専用個室」があることなどが注目される。

次に女性専用車は営利目的化しているとする。一つは乗客に景品を配った「皆割フェニックス号」、中づり広告では「女性専用車中づりジャック」として広告主を募集している。他の車両よりも割高であるが、当然のことながら女性向け商品の広告が中心である。

女性専用車と司法判断ではかつて大阪地裁での訴訟を紹介している。「女性専用車両は男性差別」とし「精神的苦痛を受けた」として提訴したことに対して大阪市交通局は「男性客に任意をお願いしているに過ぎず、法的強制力は無い。また、男性客が乗車しても、鉄道営業法第34条その他で罰せられるものではない。」と主張し、結局は原告が敗訴して

いる。

今回、首都圏新都市鉄道株式会社が運行する「つくばエクスプレス」（TX）で女性専用車に乗ろうとしたところ、鉄道警察隊に強制排除された。それを受けて7月中旬にTXを相手にして民事調停を申し立てた。8月26日の第1回期日は相手方代理人が欠席、8月、10月には相手方代理人から答弁書が届き「そのような事実はない」「強制排除はしていない」「女性専用車を止めるつもりはない」「任意性の周知徹底も一切しません」という主張であった。

9月22日第2回期日では、申し立てた見解を述べるに留まった。10月20日第3回期日では「準備書面」の「再確認」に留まり、「TX側には、警察に指揮命令する権限は無い（つまり、強制排除は警察が勝手にやった）」と主張している。調停は不成立となる。その結果、次は警視庁を相手に加えるしかないのではないかとしている。

最後にまとめとして、「今回の調査で明らかになったこと」、「『女性専用車』導入の政治的背景」、「『ツアーバス』の女性専用車」を掲げ、後2者は今後の課題とした。

## ③ 上岡直見「交通権のナショナルミニマムと政策指標」

交通基本法には「健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な移動」との文言があるが、交通権の保障を実際に政策化するためには、数値的な指標や、費用対効果などの定量的分析が不可欠であり、その関連研究のレビューを中心に発表とした。

まず、ナショナルミニマムを論じるための指標の例、論点を明らかにする。分類としては「平等性」「安全性」「利便性」「文化性」「環境保全」「整合性」「国際性」「行政の責務」「交通事業者の責務」とし、それぞれの内容により、指標の例、論点を一覧表としている。例えば、「平等性」のうち「公共交通へのアクセシビリティ」の指標として「公共交通の駅または停留所まで〇m以内で到達できる人口の割合が〇%以上とする。ただしLOSの問題あり」とし、「地域性をどう反映するか。いかなる山間僻地といえども一の議論」という具合に整理している。

各論と既存研究では、既存研究をレビューしている。まず「交通」に求められる機能としては生活の領域と活動・参加機能として①生命の保全は買物、通院、②暮らしの維持は市役所・銀行などでの用事、理髪・美容、仕事・通勤・ボランティア、③健康・文化活動の増進は家族や友人などとの面会、習い事・生涯学習・通学などの文化的活動、散歩・体操などの健康づくりとなっている。

次に政策化と指標である。短期的な目標設定の例として「分類」「課題設定の例」「目標として設定する変数の例」の一覧表を掲げる。「分類」では「交通サービス」「手段選択の適正化」「高齢者・障がい者のモビリティ」「個別送迎コストの削減」となっており、例えば、「交通サービス」→

「満足度の向上」→「利用者・非利用者の意識調査結果」、  
「高齢者・障がい者のモビリティ」→「外出頻度の向上」  
→「月あたりトリップ数」、「個別送迎コストの削減」→「家  
庭内送迎コストの削減」→「自家用車の走行距離の減少」  
「送迎者の交通行動・生活の変化」という具合である。

また、交通関係サステナビリティ指標という考え方があ  
り、「環境」「経済」「社会」の要素に対して項目、指標と分  
類されている。例えば、「環境」→「地球環境」→「交通部  
門の二酸化炭素排出」、「経済」→「エネルギー消費」→「混  
雑による時間損失」という具合である。さらに「ユニバー  
サルデザインの7原則」という考え方もある。

「ナショナルミニマムをいかに決めるべきか」では「活  
動を保証するためのミニマム水準の検討」「QOLインディ  
ケータによる検討」を論じ、さらに「費用対効果」では「一  
般化費用」「移動抵抗現象の一般化現象」「社会保障分野の  
ナショナルミニマムとの整合」「交通によるセフティネッ  
ト」「クロスセクターベネフィット」、「地方分権と格差」「物  
流はどうするか」と続く。

現実的な政策例として岩手県滝沢村での「滝沢村公共交  
通計画」では行政的数値目標を掲げているのに加えて、シ  
ビルミニマムの設定をしている。

以上のように交通権の保障を政策化するためには指標の  
定量化、費用対効果などの分析が必要でこれから多くの検  
討を期待したいとしている。

#### 【開催予定】

(1) 2011 (H23) 年 01 月 29 日 (土) 13:30~17:00

場所：早稲田大学早稲田キャンパス 9 号館 9 階アジア研究  
機構会議室、参加費：無料

◆報告希望者は12月11日までに200字程度の趣旨を添え  
て、曾田英夫（所沢市小手指南 1-16-4）へお知らせくださ  
い（e-mail の場合は、メールタイトルに「交通権学会」の  
文字を入れて [soda77@jcom.home.ne.jp](mailto:soda77@jcom.home.ne.jp) へ）。

(2) 2011 (H23) 年 04 月 23 日 (土) 13:30~17:00、発表

者 3 名（募集開始 2 月上旬・締切り 2 月下旬）、場所：未定

## 2. 九州沖縄部会（部会長：下村仁士）

#### 【開催予定】

(1) 交通権学会九州沖縄部会シンポジウム「九州新幹線  
開業と玉名市周辺の地域交通」（詳細未定）

日時：2011 年 3 月 19 日 (土) 14:00~16:00

場所：九州看護福祉大学（〒865-0002 熊本県玉名市富尾

888 番地、電話 0968-75-1800）

問い合わせ先：下村仁士（e-mail: [shimomura\\_h@nifty.com](mailto:shimomura_h@nifty.com)  
電話 092-731-5161 または 090-1926-6433 (携帯) 〒810-  
0054 福岡市中央区今川 1-12-8-306 )

## IV. 理事会より

第 3 回理事会（2010 年 12 月 13 日）において、以下が決  
定・承認されました。

(1) 次回大会の会場について：新潟での開催は難しいこと  
が明らかになり、別の会場を検討中です。

(2) 社会貢献賞奨励賞（以下、奨励賞）の取扱について：  
本賞の審査・表彰を以下のようにします。

・対象：最初から奨励賞に申請があったもののほか、社会  
貢献賞に申請があったもので、奨励賞がふさわしいと判断  
されたものについても対象とする。

・審査員：上記の点から、社会貢献賞・奨励賞ともにおな  
じ審査委員会で審査する。

・表彰：社会貢献賞については、大会での取り組み報告を  
依頼（会員以外の場合は交通費を支払う）し、表彰盾を贈  
呈する。奨励賞については、大会での取り組み報告を依頼  
（文書報告でも可とし、会員以外でも交通費の支払いはし  
ない）し、表彰状を贈呈する。

### ■社会貢献賞、社会貢献奨励賞を募集しています■

交通権実現の観点から有益と認められる社会的実践を行  
った国内外の個人又は団体が対象です。自薦・他薦を問  
いませんので、ご応募ください。詳細と応募用紙は本学会  
ホームページをご覧ください。

## V. 情報ファイル

■道路環境市民塾・セミナー「交通基本法をみんなで学ば  
う ～辻元清美衆議院議員を迎えて～」が開催されます■

日時：2010 年 12 月 25 日 (土) 13:30~15:00 / 場所：あ  
おぞらビル 3 階会議室 (JR 東西線御幣島駅⑩番出口すぐ  
<http://www.aozora.or.jp/access.html>) / 定員：30 人 / 参  
加費：1000 円 / 申し込み：事前に事務局あおぞら財団  
(06-6475-8885 FAX: 06-6478-5885 Email: [webmaster@aozora.or.jp](mailto:webmaster@aozora.or.jp)) へ

### 交通権学会ニューズレター『トランスポート 21』第 41 号（2010 年 12 月 15 日発行）

発行者 近藤宏一（交通権学会事務局長） 編集担当者 藤井憲男、上岡直見、近藤宏一

交通権学会事務局 〒525-8577 草津市野路東 1-1-1 立命館大学経営学部 近藤宏一研究室気付 電話/Fax 077-561-4691

e-mail [kondok@ba.ritsumei.ac.jp](mailto:kondok@ba.ritsumei.ac.jp)

学会ホームページ <http://www.kotsuken.jp/>